



管見談 第三

農 人

一、農ハ民の本業にして人生一日もなくて叶はぬ也、米穀

布帛ぬのきぬを作るを始として、凡土地より生する貨財くわさいハ悉くたから

農の力にて出る者なれば、国家第一の御宝也、故に農の

盛衰は国家の盛衰に罹かゝる所にして、人君の重く

給ふ処也、農民の上に奉ほうずる事三ツあり、租そ調ちやう庸ようなり、

抑国家の租米銀 役錢 人夫調庸を稽かんかふるに、第一田租の法八百石の

内四拾八石を以て租とす、是を四ツ八分物成と云、根本は

三拾七石なりしを、寛永十六年迄の打出し高をなら

して一ツ一分附益て四十八石に成しと云り、且一惣穀成ル

へきを、国家ハ余国になき半米半永にて、半分ハ永

銭の積りにて銀にて召るゝ也、是を銀方と云、是ハ御当

領は山国にて四面大山にて囲ミ、畔瀧を切らぬ前は

他所江の出米むつかしき処故、直江大夫の思慮にて

斯定られしと云り、俵は昔五斗なりしを新升に成て

四斗五升を以一俵とす、銀方ハ租米六石にて永樂銭

一貫文の価にして、一俵代町銀四匁八分五厘一毛ツゝ召れ

しなり、是ハ米沢ハ全体米穀の富饒ふじやうなる処にて、且

他所払を嚴敷禁せられし故、米価甚賤く往古は

大体一俵代三百四五拾文を以定価とせし処故、斯賤しく
定られしといへり、右の如くにて五十年程の間は替りも
無かりし処、根元国家八百貳拾万石の大諸侯にてまし

まししに、俄に四ヶ一三拾万石にならせられしゆへ、何とし
ても御分限には過せしと覺へ、国用不足して、明

暦元年に五斗百懸銀とて本穀代六箇一附益の

過役を郷村へ命せられ、此分米方にて一千九百七

拾貳俵余と銀方拾八貫三百六十八文ツ、召れしなり、

また寛永四年より御買米とて貳万五俵を四^文匁

三分ツ、の代銀を賜りて召れしなり、是は根元郷

村より願之上にて被仰付られし事にて、其頃は郷村の

利方になりしといへとも、漸々米価貴くなり、近年四貫

文迄せし時も、やつはり四匁三分ツゝにて召れしゆへ、今に

至つては農民の大難にて、同く是も過役同様也、続而

租米を輸^{はこん}て御蔵江納るに、往古代官役人計量^{トリハカラ}ふ

ときは、諸事大目にて米の撰方等も大抵にして、百姓

に直に量らせ、夫も片槩^{かたとかけ}とて向より手前へ一偏か

きて四斗五升一俵にして納し事也と云、然るにいつ

しか役人とも姦計出来て、割槩^{とかけ}と云を始たり、是ハ

槩を升の真中へ置、向へやりて手前へ引二度懸て升へ入

目を多くするの工夫也、因而農民痛の処、上へ聞へ寛文四年始て御扶持方横目を附られたり、則割槩の事を

試けるに、一俵にて一升のゆり込にて有し也、然るに哀しき

は元来小役人ハ利に敏ものなる故、翌年七月迄の減米

の事を申立て割槩を改さりし也、且御横目出勤せしより

却而種々の姦計を増し、計取と云者は御渡米を量

る者なるか納米も是に量らする事にし、此者と示合セ

第一米の善悪を吟味するとて俵の口を明て淘盤と

云物へ米を摺入、さらさらと吹て吹こほし、残りを横目に見

すれは横目は搔返^{かき}し引返し自ら米のこほるゝ様に

なすなり、俵底迄も又如斯する也、こほるゝ米は己等か

得分にする故也、其上米か悪き迎五度に一度ハつき返

すなり、俵斗取米を量るに升へうつ高く盛て槩にて

力任せにハツシと一打うつて米をゆり入、中槩を五分乗と

云にして升縁よりハ五六分計ツ、高くかくる也、其延米下

敷米なととて彼是取合てハ、一俵の乗り八升九升一斗に

及と也、纔に一俵四斗五升の上にて一斗の米を掠るハ甚敷

の至り也、是昔ハ御役人の所得なりしに、今ハ残米と云に

なりて、公儀の御利益になると也、此事ハ百姓共か米を輸

来りて眼前に姦手を見る事故、人は唯いかなる姦しき

態をなしても我勝手をなすか、能ものと思ふ故種々姦邪

をなして只官人を欺く也、此御蔵の收納の風士大夫に移り、

升は五分乘にして延米下敷米杯をも取る事也と云り、三手

通にてハ多くハ百姓に直に量らす者なれとも、其中にハ間々

手自ら量て取者もあり、又ハ升を打ハ昔より御法也と心得

居者もある也、皆御役人の姦手を学者也、又御蔵米を平米

と云、江戸為御登の米を上米と申なるか、上米ハ名目別なる

俎に諸事^{けんこく}厳刻にして掠^{かすむ}る事も弥増也と云り、銀方ニも

種々姦曲ありて農民の痛となる事也と云とも、是ハ委く

不存故略し畢ぬ、次に調法を稽るに、第二漆木御改有し

処拾四万五千四百七本有、是へ百本ニ付杪役蠟三百五拾匁

本役漆 一盃の目合二百六拾匁ツ、召れ、其外ハ勝手次第に他

払を御許ありし故、百姓利潤になるを以て面々空地を見立

植立し故、明暦元年御改には御郡中の漆木数貳拾六万三千

三百拾三本五分定法の御役木となりたり、然るに元禄三年舘

山村の長三郎、名右衛門と云農民御為道を申立し事ニ付、御領内

山里木実皆式御買上になり、長町小出小国三ヶ所に筒屋を

御立ありて蠟を御へさせ御払ありしかは、多分御益に成

しを以、夫より山里木実嚴重の御吟味に成り、夏中より廻り

横目出勤、山手山手へ草舎ばんこやをかけ昼夜番人を居置、横目廻勤

して是を改め、若空廬有^{からこや}れは一村を騒して厳しく僉

議して、偕秋中になりて木実熟せし頃になれば、横目また

出勤して農業を厭ハす一村を驅^{かり}催し、大勢を以山を巻取

にする事也、若取残りあれば一村の難儀となる故、委しく改め

取残さぬ様に大切にすること也、されは木実の一事二付人

夫の費役人の賄の引足、彼是にて莫太の費用なる故、

代銀賜る分ハ村の勝手ニはならず、却而諸事難渋の

事のミ故、百姓大に漆木を悪ミ、枯木になれとも植継

さる故、次第に減る也、されとも明暦御改の員数ハ何れに

なりても御役は奉る事故、今ハ至てハ民の大なる患

となる也、次に青苧ハ出羽の名産にて、慶長の頃より下

長井の山手の村大瀬栃窪の辺より植始め、段々荒砥

鮎貝の辺迄多分植立ければ、御領内にて売れ余り

村々より願之上御買上になり南都表へ御払になりしかハ、

無類の糸故よき価になり、多分御益になりしを以、慶安

四年青苧畑御検地ありて、一反より八貫ツ、済に被仰付、

上中下の品を以代銀賜り他払停止せられたり、然るに

明暦年中寺嶋喜右衛門申立の事ありて、御役苧五百三

拾駄に極り、其外ハ一駄ニ付金貳分ツ、の御役ニ而他払

御免ありし也、因而段々北條郷迄植立、下長井にて五

拾壹ヶ村北條郷にて拾四ヶ村合而六拾五ヶ村にて作り出シ
大に御国益になれる也、然るに右六拾五ヶ村の内下長井
山手の村方貳拾五ヶ村は、作始の村々にて多分の貫目
上納する事なるに、全体山手の村にて買食の処なるか、
近年米高直になり、且度々の凶年にあひて困窮し

人頭減しける故、青苧畑手入疎になり、青苧出不足する
故、不足の分ハ買苧を以上納し、夫にても足さる者は家畑
を没入せられ、跡は村弁納になる事故、諸つふれになりて
一村亡所する程の難渋に及ひしと云り、次に御役真綿は

百匁二付、上綿代七匁五分、中綿代七匁ツ、代銀賜る御定め

なれとも、御領内皆中綿代を以召るゝとなり、同紅花八百匁二付

銀壺匁ツ、賜る也、御国中にて都合八拾駄余り召るゝとなり、

青苧真綿紅花の三品は青苧御蔵へ納め、荷作りの縄薦^{むしろ}

御役人の薪迄納る事也、然るに小役人の私曲ハ己事なき者

にて近き頃も承りけるに、青苧皆済の村方ハ御役人江一村

より祝儀とて金子壺歩宛賜る事也、左なければ彼これ

難渋を言て村方の泥ミになる故、是非なく皆賜る事なり

と云り、次に御用の薪ハ三田沢の百姓の役にて御林の内より

年々七百七拾尋宛伐出し、小樽川を流し木場迄届に、

一尋二付壺貫百文宛日料錢を賜る也、偕又城下にて用

所の薪は田沢梁沢綱木より多く伐出し、鬼面川を流し

木場へ揚て売なり、是に川役有、其役ハ其価の高下に

依りて不同あれとも、大抵上木か百八拾銭、中木か百六拾銭、

下木か百拾文位也、是も近年田沢梁沢より計も千貫文程

宛増銭を召るゝなり、仍て自ら薪も高直になり諸人難儀

となれる也、偕又田沢の者杯の薪を伐ハ明年出す薪を今

年六月に伐るたけ伐也、五月中ハ蚕養又は田植等にて

暇なく、六月ハ聊隙なる故、此月に伐也、且六月ハ木の皮浮

てむけやすきなり檜の木杯は此月にあらされはむけ

すとなり、扱薪を伐には三日に一日ツ、休息する事故一ヶ

月に丸々伐て廿三日ならて伐らす、一尋伐りにして漸々廿三尋也、近年ハ人不足にて此月伐果さず、翌年の春二月末より三月限に伐なり、然れ共此頃は余寒猶烈しく手足凍へて果敢ず、且春伐は木の皮むけず輸出すにも重くして

諸事宜からすと也、其上伐たる木を山より輸出すに修羅

と云大きな雪車に載て出す事故、雪の有内三月限りに

出さゝれはならぬ故、二月末に一伐り木を伐て三月始に去年

の木を輸出し、夫を果して又伐也、四月は田畑の働をして

五月始より田植前迄木を流し水沢原と云処へ揚置、六月

又翌年の木を伐り八九月は田畑の取仕廻をして九月中

旬より又川へ流し下の在家と云へ揚置也、此間ハ三里程ノ

処なり、此にて役人の改を請る也、夫より十月末になり、

霰霰の降る頃漸々木場迄流す也、昔ハ九月中旬迄に

流して積あけ十九日にハ木主共宮村の角力を見に

木場より行事にて有しと也、四五十年以来段々困窮

して人不足になり、所作におくれ遅滞になりけるなり、

夫故薪を多く焼キ只官酒を飲、只寒氣を忍て水に

入故病人も多く出ると也、誠に民の世渡る業ハやる方

も無く苦しき者なり、憐むへき事にてそ、次に御役

炭は都而山手の村拾壺ヶ村内外中津川二十四ヶ村都合

三十五ヶ村の役にて、年々三千廿苞^{すこ}余ツ、炭御蔵へ納る也、

代納なれは一苞代弑百文宛納る也、釜役は一箇五匁四分ツ、

なり、是等調法の重立たる者也、其外種々御役を召るゝ也、

挙^{あけ}て数ひかたし随而御作事屋の縄薦藁^{なわむしろわらかつこもつこ}空苞木爪^{かる}輕

抗^{くい}雪垣御台所の菓子大豆小豆蕎麦^{ッハ}御廐の御馬飼料秣

赤綿御鷹の餌^{かい}鳥代御飼^{ゑば}羆の餌^{ゑば}追鳥雉代等の如き迄

皆百姓の勤也、以上調法の大略なり、第三に庸法ハ往古ハ

和漢の古例の如く屋並軒^{なみけん}にてありしか人夫を召るゝ時

農業の時節なれは城下にて人を雇ひしに請負人有て

百姓より一人分廿四文宛取つて拾八錢弑拾錢位にて雇て

出しけると也、其頃は諸品下直にて米一升八錢計ツ、する時

ゆへ斯ありしと也、渡部久左衛門郡代の時承応年中申立ニ付、物

成三拾弍石詰一軒にて石高にて夫役を被仰付し也、夫より

四五十年か間其通にて有し所、元禄五六七と三ヶ年の夫役を

平均せしかハ一軒百弍拾人余に当り、百姓より代にて銀八拾匁

米弍俵ツ、召れ、御作事屋にて定夫百人御抱城下廻りの土木

フシンノコト

興作の諸事に召使はれ、在々道橋修造川除等の事に一人江

五拾文ツ、の日料を賜りて百姓を役せられし処、寛永年中

弍拾匁増銀被仰付、一軒より百匁ニ弍俵ツ、納る事にて、米

三千俵余、錢壺万弍千貫文余ツ、召るゝと也、又地輕と云者

あり、是は慶長十九年大坂御陣の時先例の如く人夫を召

連られしか、御帰陣の後五百七拾五人江御蔵米一人扶持賜り

たり、是は定法の夫役の外に召連られし事故、其以来是を

地懸と称へ別に百姓の勤し事也、此御扶持米止ての役銀にて

召れ、是にて定夫御買夫御輿カフ夫の給金等に賜る也、今は

免軒有りて五百五拾貳人分銀七拾貫匁余ツ、召るゝとなり、

又小夫銀と云あり、此は御用にて村方へ行御役人の送迎

賄の引足等都而御役人の諸費用ひようハ村方にて勤る也、又内人

足とて肝煎手元にて使ふ日料錢、随而ハ御用にて肝煎組頭小

走り杯云者城下へ登りて居る内、宿錢小使錢或は賄賂の入料等

其外都而村役の者の費用ハ悉く一村の勤にて、是を小夫銀

と云也、近年鄉村多事になりて御役人の出入繁く村役は

多用なる故、小夫銀次第に増長し、本前の夫銀に較る事二而

大に百姓の痛なりと云り、偕又夫役ハ人別にて召るゝ事

古今和漢の通法也、全体夫役は国に有合人の内士を除て

其外ハ何の差別なく、二十より五十九迄の男子を年に三日

宛役使せらるゝ事にて、土地にハ一向拘いっこうかうハラぬ事也、然るを田

地の高を以征せらるゝ時は田租そを二重に召るゝ道理に成

て、石高を持たる者の大なる害なり、随而三拾式石一軒と

云は何れの故を以定られし事も知れされ共、田地ハ反を

以一人前と見れば大体拾六石程に当るべきなれば、一人前の

夫銀四五拾匁に一俵に当る也、民力を用る事三日と云に較

ては大に過当なる者也、且人にて召るゝ時は農業の暇を

以召使はるゝ事故、力を費のミにて生産の痛とはなら

ぬなり、然るを米銀にて召るゝ時は、相定る年貢の外に

過分の物を出す事にて、当年杯の如き米価賤き時ハ

一人前の夫銀七俵売されは五拾匁の銀にならぬゆへ、

取合八俵の米をよしなき処へ出すものなれば、大に生産の

痛となる也、都而聖人の道に背ける事は一過は便利なる様

にても必末には害を生る者なり、以上は租調庸の大略也、

五公ト云ハ五分

公義ニテトリ

五民ト云ハ五分

百姓ニテトル

ナリ

ケ様に次第に損_レ下益_レ上御事なる故、全体五公五民の御法成

処、廿年計り前に御役筋の人に承りしに、七公三民程に

当ると云事なりしか、今の百姓ハ_{しめなくたけ}糶粹糠藁を_{しよとく}所得と見て

勤ると申事なり

一、昔の百姓の風俗ハ極て質素_{けんゐ}儉易なる事にて、平生の衣

服は綿_{さしこ}差子とて麻布の裂_{さけ}ともを取集_{かたち}メ衣服の容に

綴_{つぎ}りて、表裏にして中へは麻糸の引_{ひき}滓_{かす}を認得_{とく}と扣_たきて、

水にて上_{カス}滓_{ほしかわか}を流し乾燥_{ほしかわか}して是へ入り、糸にてひしひしと縫_{ぬいとち}緘

たるもの也、長綿と云は身の長にし、短綿と云は膝_{ひざ}切にし

て是を着たり、外に一ツも晴着を木綿にて製_{せい}置_しき

晴の場へ出る時は下へ差子を着て、上に木綿綿入を着出し事なり、何程内福の者も差子は放さぬ事にてありしと也、髪は藁にて束ね鬢附にハ松脂を用ひたり、木綿合羽羽織風

呂敷なく、蓑笠着て蒲簀に物を入れて持たり、食物ハ麦

を多く作り、又は蕎麦そば粟稗あわひへの類を作りて、一日の中二度ハ

雑穀ぞうを喰、一度米の飯を喰に、半は蕪菁だいこんの葉蘿菔だいこんの

根等を入れて食せしと也、近き昔迄も山手の村百姓ハ家ヲ

子に譲れは、山の平ミを見立柴を刈て掘発し蕎麦ヲ

作りて家の助とせし事にて、是をかの蕎麦と云なり、刈

野の略語なるへし、膳具は木地椀に山おしきを用ひたり、

今も大沢の斎藤五右衛門か家にては年夜の嘉例にて、山おしき

に葱^{ねづか}二本にて食事をする事也と云り、鉄火箸鉄火かき鉄わ

たし火達櫓なし、火箸は荊^{いはら}を用ひ、火かきハ木にて拵へ、わた

しは柴を折て用ひたり、火達には本よりあたる物とせさり

し故、火達櫓^{やくら}と云者は絶てなかりしと也、住居は多くは

草舎^{そうしゃ}作りに簀^す圀^{かこひ}にて藁^{わら}を敷たり、右の如く万事儉

素なる事にて費なく且賦斂も正理なり、夫役ハ人にて

勤し故、其頃は米の価賤かりしかとも、市にて諸色を

求るにハ米にて交易せし故、諸事差支る事もなく、民

安かりしと也、然に段々^{ふれん}賦斂^{ふれん}も重くなり、明暦元年五

斗百懸銀、万治三年の附益物成等にて農家の難儀

なりし上に、寛文年中より租米の事に御役人のかんけい姦計

出来て益患を添し処、延宝三年凶年にて田穀登

らす米穀甚不足し、町下へ一ヶ月に百俵ツ、御払米

出しに、其頃は米価甚賤く三百四拾文五拾文か定直なりしに、

一俵の代銀拾六匁ツ、に御払ありし事にて、国民多く

餓死せしとなり、夫より拾八年目元禄五年大飢饉二而

人民夥しく死亡せしかは、農民も大に減耗げんこうし耕作も

自ら粗略になりたり、元禄以前は人民繁殖はんしよくなりしに
しけり

よつて召仕の給錢なども甚下直なる事にて、三年の

年季に百匁七貫文なりか高にて八拾匁五貫六百文位迄仕着代五拾匁三貫五百文

宛にて抱ひ一年季は三拾匁貳百貫文定法にてありしに、元禄

五年以来は人不足になりし故段々高直なりしと也、九年より

夫役を米銀にて召れ、宝永元年又貳拾匁増懸を被仰付

し故、倍百姓の痛となりけると也、且又元禄の末より農

家も漸々世の風に連て奢侈に移り、衣服飲食見やう

見まねに僭上する事になりて、租税次第に重くなりし

上に又内証の物入多くなりしかは、自ら貧窮になりて年

年残税出て借錢をして間を合すれば、翌年ハ弥増の

難儀になりて、是非なく禿るゝ百姓年々不少事にてあり

しかは、享保年中より不納の百姓は秋成に鎌留と云にして
上納被仰付しかとも猶足らず、且様々害を生せしかは、又

一作売田とて借替を以上納被仰付しに、猶又足らず未進

夥しく畳り上下の難儀に及ひし事にて、此頃より明和の

始迄は一向田地の得益なかりしかは、諸士と町人の田地

を持たるハ捨売に売払ひ、或は無代にて譲り、貫人も

なき田地は金銭を添ひて与へし等の事にて、大に持

扱し程の事なれば、百姓の困窮甚しかりしかとも、奢ハ

次第に増長せしかは、享保年中号令ありて衣類染

色は浅黄鼠色木綿合羽風呂敷并帯刀御停止の

被仰出ありしと也、然とも世の中一統の奢侈なれは間も

なく破れて本の如くなり、次第次第に衣食住僭上する事

になりつれは、皆年貢を下り借金をしてする事故、年々

債畳り難儀限りなき処、宝暦四年の懸銀、同五年の

凶作、同六年の餓死、同七年の洪水にて、已四年の殃災

に罹り人亡ひ土地廢れて百姓の困窮爰に至て至

極せり、最早動くよすかもなかりし処、天道人を殺さ

すと云世語の如く、いつれか一年一年と送る中、明和の頃

より米穀高直になりしかは、百姓始而息を継たり、

御当領は半永なるを以米価貴ければ別而百姓の

利潤となる也、乍去山村の買食の処ハ却而害を受る也、

且又今ハ糶粹ならて百姓の所務はなきと申程の事

なれば、公納を間に合するのミにて内証の潤になる程

の事ハなき事なれとも、金銭の得易キまゝ前後の

勘弁もなく使ひ費す也、夫故近年農家の奢侈以

の外也、雑飯を嫌ひて米の飯を喰、菜物を好ミ綿入

を重ね、火達にあたり被褥ヨキフトシをまとひ、縁鬢ヨリ附を用ひ、

女子ハ絹紬及縮緬の衣服を用ひ、座敷を作り天井

を張、板を敷縁取りの畳を敷、唐紙障子を立、家財

も種々栄耀ものを儲ひ忝して、やつはり士大夫の似を

なす也、去年中御免町の平右衛門と云者の妻か咄せしに、
荒砥村の者か来りて銀を買て呉よと云故、御免町にて様々
尋ねしか共なくて、柳町の清三郎か方に質物の流れ有し故
夫を買て与へしに、其銀にて木綿合羽のひっかけを一通

六貫文にて誂ひしと語りき、ケ様の類にて奢侈長畳

せしかは何程米価貴くとも農家三ケ式は困窮にて、

只官借金をして間に合すれば、次第に借錢畳り諸方

より催促せられ公納に揉立られ、或ハ禿れ或は出奔

すれは其跡は村弁納になる故、己々か持分さへも手余りて

疎略なるに、作り荒したる田畑を預る事故、自ら手入も

行届かす捨作りになす事也、夫とても年貢は免され、されは困窮以外の外になりたる也

一、御当領の土地の荒廢する根元を考るに、全体米沢ハ地面の

高き国なる故、川流皆当国に濫觴らんしやうして他領へ出、彼方より入水ハはしまり

一流もなき也、且南方は吾妻の山勢にて次第に高く、北の

方ハ打開きて次第に下き故、小国の玉川、吾妻東西の松川

二流の外は百川北に走り、松川に会して最上郡に出、是を

最上川と云也、最上川は出羽にての大河にて和歌にも

読来る名流也、去故に元来地精を湛る性なき所なる

ゆへ、大瀬の不動瀧の嶮難を以水勢を支しハ、地勢を拔

ましき為に造物者の心を用し処也、然に元禄五年京都

の富貴商人西村久左衛門か姦訴に中らせられ、終に米沢の

咽喉不動瀧を切て水勢を走らせ給ひしより、漸々川筋

も浅くなり、淵潭ふちしとろもあせて地精をからす故、所々の池沼も

埋し也、二十四五年以前迄も鬼面川通には底居も知れ

ぬ深淵幾処にも有り、松川筋にも町裏通迄処々潭有

しと云に、今ハ大概あせて平川となりたり、窪田の色部

家中の者の咄に、松川の水際四拾年程以来八尺下りしと

云といへり、堀立川杯も彼川を用る家にてハ水揚を付て

置に、昔より三尺下りしとて今存命の者語る也、又宮村

小出村の井の水三拾年已来七尺下りしと申也、且又川瀬急

になり、水勢強きゆへ川欠水押の患もある也、ケ様に地精を抜

故田肉昔は七八寸より一尺迄有し処、今ハ僅に一二寸より五六寸

迄なりと云り、田肉とは田地の糞を入置肥土を云也、尤是ハ

農民の手入疎略になりし故とは云なから、全体土地に潤沢

なき故也、夫故自ら田穀も不熟するなり、又山に樹木繁き

時は山に水あり、山水あれば山下に川沢ありて土地を潤す也、

木生^レ水て水は子の木を養へは木も又母の水を養ひて水

と木とは離れぬもの也、故に樹木を伐尽す時は水も自ら

かるゝ也、然に米沢の近辺の山々皆伐尽して童山^{ハケ}になり

たり、是は世奢侈になりて材を用る事多き故也、松木抔は殊の外乏しくなりたりと云り、聊の事なれ共^{ツケキ}発燭に費すも不少もの也と云り、直江大夫の令條に麻幹^{ソカラ}に硫黄をつけて用ひよと云事ありしと云り、能心を用ひし者也、山林ハ無尽蔵なれば斧斤以時入ときは尽る期はなき事な

れとも、元禄已来奢侈の弊風にて猥に天物を損ふ故

自ら不足せし也、全体山村は川沢多して水利に乏しから

ぬ者なるか、樹木を伐尽し水氣乏き故、近年ハ旱魃の

患を受る也、中にも大船村抔は大松林を伐てより只

官害を受る也、且川源乏き故益川々の水不足すると云り、

又元禄五年大凶作にて人類減耗せし上、次第に租税の重くなるゝと奢侈の風俗とにて困窮し出生を養ハさるゆへ、

倍人不足になりて自ら耕作も疎略になり薄田となるなり、

ケ様の事共にて漸々に土地衰敗する也、不動瀧を切らせら

れしは是非もなし、地ノ利不知人知と云は御政道正しく上下

和合し農民稼か 穡しよくを樂む時は土地の御宝空からさるへし
しげとちまふ

一、農業は百姓の務にて耕作ハ男子の業蚕養ハ女子の

業なり、桑は大体の地なれば能生立もの也と云ハ田畑の

障にならぬ所へ頻に桑を植て四民共に蚕養繁昌

するは御國中第一之産なりと云り

一、郡奉行ハ有司の重き者なり、御国中の人民四ツのもの

三ツは農民なり、郡奉行の治の善悪によりて六七万の

農民の盛衰苦楽の罹処、乃至国家の得失興廢とくしつこうはいの依よる

所なり、尤重選なるへし、迺も両人の郡奉行へ封内を二ツ

に分けて御任あらハ御治世の一助なるへし

管見談 卷之四

町人

一、市町の古をかんこふ稽るに、根本米沢は大江氏を始め小身にて、

其後は世々倍臣にて持たる小城なる故二ノ曲輪くるわのミにて

其周めぐりに商賈住り、然し是は御入国砌の事なるべし、

大町ハ今の門東町、新町ハ白子明神の祠前の町にて

今の元籠ノ町也、夫故今も白子の祭事ハ新町にて

行ふ事也といへり、是ハ御入国砌り纔の間かしこにありし

事なるへし、小城下にて売買も不足なる故商賈も農

作を半業とし極而質朴なる事にて有しと云り、然に

慶長六年国家三拾万石の大諸侯として御遷りありしかハ、

同十三年より三の曲輪を経営ありて、町家ハ河原表へ田畑を

潰し割出しに成りたり、其頃迄は柳町辺杯は柳原にて、原

中に法華宗の妙円寺只一軒有りて、柳原の妙円寺迎

四町四方の境内にて大寺にて有しと也、妙円寺は日蓮の

弟子日尊の開山にて五百拾余年に及古き寺也、偕町家ハ

河原表へ移されしか共段々居宅を営ミ、且他領の商賈

とも追々来り集り住居を占ける故、大に繁昌しけると也、

されとも甚質素なる事にて、家作は店勝手台所計

にて多くハ藁葺也、勿論素町人の板を敷ハ制禁なる

皆土間にて藁蔭を敷たり、貨物は店へかさらす市へ持出て

ひさい
うる鬻たり、多くハ算筆秤目にうとく品にて交易せし也、合羽

羽織袴の類なく女は風呂敷の様なる物へ束熨斗などを

染て冠りしと也、ケ様に儉素なりし内由緒ある富商は

又格別にてありしと云り、大町の検断ハ鈴木孫九郎と

云しに簽債頭レンシヤクとて惣町中の支配頭なりけるか、知行

百石に五拾俵賜り譜代の家来余多持て大家を構

ひて有しと也、然るに孫九郎か子十左衛門か代になり不行

跡の事共有りしかは、町奉行量を以内々にて隠居囲

入を申付たり、十左衛門実子なかりしかは立石村の樋口

次郎右衛門か子を貰ひ名跡になしたり、此時の願書古体なるものなり

此度鈴木十左衛門病氣ニ付御役義相勤可申様無之、一門

中并家来共相談を以、樋口次郎右衛門子名跡ニ被申立一段

尤ニ存候、願之通被 仰付於被下置は皆々過分可奉存候、

為其以連判申上候、以上

天和二年五月廿三日

組頭連判

御町奉行所

然るに七月中十左衛門圀を破り逃去、柳町妙円寺へ駆込し事ニ付、様々子細ありて同三年に家跡没収せられたり、

又荒町検断高橋内蔵之助と云者は伊達家の時代糠山に

一館を構ひ会津口を押へし大臣也し処、何れの故か伊達

侯の大崎へ所替の時供せず、いつの頃よりか荒町へ来りて

検断役を勤し也、夫故是は家人を多く持て大家にて

ありしと也、又吉井忠右衛門か家ハ根本角氏にて富商ニ而有し

に、五右衛門と云者法体して恵休と云けるか、此者の一男盲目

なりしかは是を検校になして別家になしたり、此子孫は

大町の角五左衛門か本家にて、御扶持方の角善左衛門と角

伝蔵は其末家なりと云り、恵休か家は南町の雲雀や

忠左衛門と云者親戚にてありしかは、此者を聲名跡に

して家屋敷家財共に譲りたり、雲雀屋忠右衛門ハ吉江氏

にて本国安芸なるか、戦国の末米沢へ来居て南町に住

たりと云り、忠右衛門も法体して是トと云り、当忠右衛門か

曾祖也、万治三年より御用宿を被仰付たり、今の御酒

屋は正徳の始に建改しと云り、西村久左衛門と云者は

京都の御用聞西村助左衛門か嫡男なりしか、御用を弁する

為に米沢へ下る、依而立町にて間口二十五間裏行三拾

六間の宅地を賜り由々敷家作して住居せり、今の

小林利惣兵衛か屋敷より目賀多氏か屋敷迄引通して

ありしと也、此者始而町年寄と云名目を賜り六町検断

の上座にて三御馬廻りの歴々江縁組をせし也、西村か同家に

西村吉右衛門と云者あり、是ハ久左衛門か弟にて逐て下りし者也、

又南町に山田大学と云者あり、是ハ御家士にてありしか御入国

の砌おくれて米沢へ来りし故、南町の検断被仰付たりと云、

大福者にてありしと也、同町に樋口次郎右衛門と云者横町の

角に住しかは樋口横町と云と也、後関村の龍田へ引たり

今の樋口
次郎右衛門是也、其外御免町の小野八郎右衛門、東町の小林万右衛門か類

皆大家にて有しと也、されは古は小民ハ押なへて俟

素に過ぎ、富有なる者は勝れて大家にて譜代者

を多く、持富饒に送りし者と覚ゆ、然れとも当時の

奢侈にハあらさる故、吉井か家はこけら葺にて柱ハミな

鉦打にてありしと云り、其他は推て知るへき事也、又吉井

か家は御入国以来御用の福嶋紙を支配しけるか、火災の

用心にとて屋敷の内へ紙蔵を建たり、是か町家にて土

蔵を建し始也と云り、其蔵は近き昔迄御判所の裏西の湟^{ホリ}

際にありし土蔵也と云り、昔は彼所も吉井か屋敷にて

有しと也、此時中條越前執政の時なりしか、此造営の様子

を見て、是ハ御用の為なれば是非もなし、乍去町人身分に

甚過たる者也、是を見まねに内福の者土蔵を作る事に成

へき也、是世間の奢侈を助る一ツなりとて歎れしと也、中條

大夫執政の頃なれは貞享元禄の頃なるへし、塗屋ハ柳町の
福嶋屋儀兵衛と大町の美濃屋か塗屋杯か始なるへきといふ
事也、八十年計り前にて遠からぬ昔也、延宝九年侍頭并

町下へ火消方被仰付候時、検断拾九人江ハ木綿の赤き一ツ

はい頭巾、組頭百九人江ハ浅黄の一ハイ頭巾町奉行より渡りて、

是を冠りて火事場へ出しと也、且此頃迄は股引も野袴

もなく帷子の袖へ足を踏ふみ入裾いれすそを腰にからミ火事場杯へ

出しと也、福嶋の舟渡し鎌田両村に本庄大夫の元家来

あり、大夫米沢江転せし後は年頭の祝儀に一度ツゝ来る

に、帷子の袖を袴にして着たる事也と彼地の古老共

語りしと云り、御免町の山崎与右衛門か祖父始而布にて火事羽織を拵ければ、奢なる事をせしとて指差ける事ニて有しと

なり、御本領の内は工商段々居広り本軒は皆塞りける間、

小路小路江作り広け、皆今の極楽寺横町の如く比しと造

ならへし也、欣浄院横町ハ簀編すあみを業とする者多くありし

かは簀編横町と称せしと云り、五六十年前迄も六七軒

家ありしとて老人の語る也とぞ、故に売軒なとも甚高

直にて半軒屋敷か二三十両計りツ、也しと也、元禄以来世の

奢侈につれて段々奢になりしか共、正徳享保の頃迄は

間々藁葺の家杯も有て猶質素の余風も残りしと也、

然るに世上奢侈なれは利倍を得る事多故、別而町人ハ奢り

易く、我も我もと僭上し家居を飾り、塗屋土蔵を建並らへ、

美服美食をなし、市に出る事を厭て貨物を店に飾り、

誹諧碁双六遊芸を好み、乱りに奢りて家内の物入多く

なりし上に、伝馬徒夫繁くなり草履一足下ケたるも役

銭出す事也、夫につれて米穀貨財も貴くなりしかは

用度窘迫しきんはく仮借かしゃくして間を合すれば、翌年弥不足

して次第次第貧乏せし上に、宝五天三の飢饉にあひ

既に困窮至極し頻りに生産を失ひ、果ハ日傭取りになり

終日働きて八拾銭百銭を得て四日五日を養ふ事故、

飢寒をたに免れねは家は破り次第に住あらし、既に住ミ
難くなれば空屋を求て入、又其所も住難ければ他に去行、
空屋も間々有れば何方に住も易き也、人か住ねハ家も
潰れ火災に逢は多くは再造せず、次第に空地となる

ゆへ、近年諸町に空屋舗の出し事夥敷事也、柳町御免

町寺町紺屋町などの如き都而陰町は空地ひたすら二而

人の住し屋舗も垣をせされは雪の消かけ草木の茂らぬ

中は渺々たる平原にて、誠に心を傷しむる有様也、本町通

は空屋舗も稀なりといへとも家屋敷ハ大体債の方へ与

当して自己の物なるハ多くハなきと申なり、ケ様に押なへて

困窮せしかとも奢侈は弥増也、第一町下にて婚礼をなすに過分なるハ紗綾縮緬を用ひ、中にも縁女は一座の中に衣服を二度着替し三度着替し抔して夫を規模にして

居る様の事也、又町家にて年なをしと云事を大造にするもの也、困窮者にてても一汁三菜酒の肴七種より内はなきと申也、去年とし直し前合壁の者鳥を売にあるきしに

御免町にて一軒の破れ家より呼故、いふかしく思ひながら入て見れば、炉辺に藁蓆四五枚敷置たり、鳥ハ何鳥なる

哉と云故^{カモ}鳥なりと答ければ、近き内年直をする故^{ヒシ}鴻を

買んと思ひしか、夫よりか此方か宜かるへしとて鴨を一懸ヶ

買しとて語り候得き、又恵比寿講振舞と云あり、十月廿日後

内福なる者は種々料理を調へ三四度乃至六七度計ツ、客

を饗也、皆山海の珍味を集め善美を尽す事と申なり、町下

は飲食には別而侈るもの也、此頃も或人の言に東町の去処江

子待に招れしに、酒の肴九種にてありしとて語り候得き、近

き頃嚴令もありて奢侈を堅く誠め給ふに猶如斯也、北條

高時か九献九種を用ひしかは楠正成是を聞て北條家の

奢も最早至極せしなれば滅亡も遠かるましと云ける

とぞ、然るに今の世は賤しきしよふこ商賈あきんとの類迄如此なるに、猶

能よくたいへい泰平おんはの恩波もくに沐おうたくするは王沢の厚き所なるへし、去ハ

町家の困窮も畢竟は奢侈よりおこり、且諸役の重と御日市
金等の事にて益困窮を添しなり

一、市町諸役の事は慶長三年より御領分になりしか共、三ヶ
年之間諸役御免ありて同六年より召れし也、其節の目録
左に相記す

御国替以来諸役被成御免、次之四年より出申諸役錢
之事

新町 大覚町 源悦小路 家風小路 大町 東町
寺小路 柳町 立町 御免町 河田町

右の通町并小路小路御検地之事、高頭三十七石八斗

式升七合、但し此物成百四拾石、右錢にして上る

惣町并小路小路に居申者役錢之事

一、木綿店役 百五拾文ツ、の事 一、塩店役 百貳拾文ツ、之事

一、肴店役 百文ツ、之事 一、茶紙店役 七拾文ツ、之事

一、菓子くた物 七拾文ツ、之事 一、清酒作者 一半 御酒六盃ツ、の事

一、白酒作者十二半 廿四文ツ、之事

右之役錢合式拾四貫文差上候事、但店之者共其年之居様

に依て役錢大小御座候

一、野山江入申 二付山手錢五貫文、但秋春之分都合四拾九貫文

慶長三年三月十一日

鈴木 孫九郎

平 源右衛門

高橋内蔵之助

大沼 隼人

中嶋藤左衛門

正 覚 坊

山田清右衛門

金屋内蔵之助

鈴木 又三郎

花沢 善五郎

丹 九郎兵衛

渡部 駿河

か様に簡易なる事にて有し処、何の頃よりか本町通六町を
役町にして伝馬徒夫を被仰付たり、其節地子錢ハ御免有し
ものなるか今は召れれ也、往古は町人も質素なる故役夫は
定而直々出て勤しなるへし、世の中奢侈なるに従ひ我も
我もと僭上する事になりしかは、手許のなる者は人を傭て
出せしより、いつしか小走と云町内の夫役を量ふ者錢にて
取立る事にしたる也、然るに 御堂御用御野菜代屋根葺^{やさい}
日料錢御払蠟青苧の半駄賃など云か如き段々附益

し故、中古は一軒屋鋪より壺貫五六百文にて終る処、今ハ

四五貫文に及也、町家は間口六間裏行廿五間を一軒と申也、

是は百五拾坪にて半反也、譬は大町ならハ一町にて何軒

何分何厘と定数ありて、其数を以て役を奉る事なる

故、弥役錢多くなる也、柳町ハ定数百五軒貳分五厘の処、

今ハ八拾六軒程にて勤る也、其中にも又空屋鋪共有也、

是は家の禿るゝとか又は火災に逢とか抔にて其処を立

除に町内にありて他町へ行ても其人の有内は役錢を

出さする故減軒へりけんにはならされとも、本分の役錢さへも

悉く出すは少きに、ましてや余分の事なれは出ス者

稀にして、多くハ組頭かまよひて出す事也、且困窮

者の動かさるは皆組頭の患になる故、皆組頭役を嫌也、

昔は人幹を撰て申付るも有し処、今ハ不如意なる者は

所詮勤まらぬ故、人品に不^{かまわ}構内証相応の者へ推て申付有

事也、且貨物と出入の御役錢次第に増長して、酒役か千

両肴役か千両杯云事にて、凡の貨物役のなきはなしと

云り、酒役などは二重に召るゝ也、酒本にて役を召れ其酒

を請売にする者なり、又役を召るゝ也、出入の御役共に一万

八千六百貫文計ツ、召るゝと也、酒役は此外也と云り、此御

役は皆国中の患なり、酒価は米価に応ずる物にて、米

価八百文なれば酒価八文にてよき程のものなりといへり、

然るに当年は米八百文なれとも酒八拾貳文也、是は御酒蔵の業にて子細ある事なれとも、畢竟ハ酒役重くなりし故也と云り、扱又商賈の上に奉るは地租は夫役の二ツ也、今ハ地租を召れされは夫役の繁きは地租の代に召るゝ道

理なれは苦しかるまし、関市譏而不征とありて、出入の御

役と貨物の御役は古より善政とせさる也、全体国土より

生るものハ米穀貨物を始め草木禽獸あらゆる万物悉

く国君の御宝なれは、役を召るゝハ勿論也、商賈は

農民の一度役を奉りし貨物を代物を出して買取、

夫を売て少しの利倍を取りて生産をなす者也、夫

より又役を召れては二重になりて道理に背く故善政を

せさる也、然れとも古法はいまたし当今の御役の如きハ暴

政に近かるへし、且諸役の重きは皆国中の患也、豈父母の

御心ならん哉

一、日傭ひようと云もの前に申如く恒つねの産なりわいなく雇ハるれば、食ひ雇れ

されは食ぬと云ものにて、一日送りなる者故、心も自ら放ほう

ほしぬまゝ

辟へき邪じゃ侈しになりて無慙ぶざん無儀ぶぎの事はのミ多く、御国政の妨と

ひかミ よこしま おこり

はち

なるもの也、近年町人困窮に迫り終には皆日雇取に

なる故夥敷事になりたり、ケ様の者多きハ国家の大なる

御恥辱也、世人は今の奢侈なる世界を以考る故、日傭は

なくてはならぬ者の様にいへとも考さる事也、昔ハ士大夫譜代の

家来を多く持し故、常にハ是を使ひ普請造作の事には

不肖者は自ら働き、町人も皆自ら働いて相助け、内福なる

者は譜代の奴隸どれいを持て召仕し故日傭を雇ふ事なきなり、
やつもの

只今ハなへて困窮せし故に日傭多けれども、昔ハ面々皆

産業あれは何の暇ありて日傭を為へき哉、然に世の中

奢侈になりて上下困窮し大家も家来不足ニなりしかハ、

聊の事にも日傭を雇也、三手通杯は家来を一向持ぬ故平生

の雑事迄日傭を雇、不省者ふしょうものも貴人のまねをして自ら働

かすして日傭を雇、町人も安逸あんいつを好ミ商賈の家産

ある者は日傭を雇事故、今ハ日傭無てならぬ者の様に成
たり、畢竟奢侈しゃしの弊風へいふうなり、民皆恒つねの産なりわいありて恒の心ある
様にあらまほしき御事なり

一、役町に市日ありて近代迄毎日立たり、何者か市の日並を
覚ゆるために三拾一文字に綴つづりたり

四八南二七東に五ツ九大三十柳に一六の新

立町は十月の日市ある故六斎の日市ハ五町にて立し所

立町より六斎の市日を貰ひて十月の市を廻り市に

なしたり、依て又

上四日中の一五や末の七晦日かあらハ立町と知れ

ケ様に日市を立て売買せし故、市の立ツ町は甚賑ひて町内の潤ひとなりたり、然るに世の中奢侈になるに従ひ貨物を店に飾り市に出さる故自然と日市廢れて、今ハ二季と十月のミ市を立る事になりたり、此訳は人の様々ニ云事にて、御家中の門屋門屋に店を開きたる事多き故也と云、またハ在方の駅々繁昌して城下の市町に劣らす貨物を返て城下へ出す程の事故也とも云、畢竟ハ奢侈故の事也

一、十月日市の根源は立町に蚕靈宮コタマと云あり、是は極て古キ祠なり、日市ハ此祭事にてありしと也、今の神明の祠の北に蚕靈宮の祠立し処なるか、福田より神明を遷せし

とき白子明神の社地へ遷^{うつ}せしと也、依而日市ハ立町に限て行し
処、六斎の市を貰ひて廻り市とせしと也、古代は三十日に限り
し処、石坂長左衛門町奉行職の時十五日の立増を申渡し、其内

五日分の役錢を町下の備錢とし町奉行所にて年々預置、是ヲ

御日市金と称へ、町奉行同心の中昼番同心と云者是を取量、

町下にて火災水災に逢たる者又ハ困窮者へ借付にし、水火

の借付は無利足の十年賦に取立、恒の借付は一割貳分五厘

の利足を加へて取立にし、利足の内貳分五厘は取量同心の

筆墨代に与る事に定置ける也、時に町下も元禄以来

次第に奢侈になりて用度逼迫し一過を凌んために

御日市金を拝借し返済に滞り年々附益て夥しく積り、今は

四拾貫文五拾貫文乃至百貫文貳百貫文御日市金のなき家も

あらざる様なりと云り、いかにして左様に多分の拝借なりと云に、

年々利足を本金に直す事故五貫文本銭か十年目に八拾七貫

五百九拾貳文二なる故夥しくなる也、年々利足計りも済す時ハ疊

らぬ事なれとも、困窮になりて滞し故也、時に町奉行同心年

年幾度となく検断か方へ来り借主共を呼集め嚴敷責

付たり、若難^{もし}渋^{もつしゆ}を云者あれば家財を没収する杯様々ニ

威し責る故、是非なく借金質入等をして銭の壺貫文ツゝも

毎度出すなり、夫を出したりとて聊利足を償までにて

本錢は次第に附益て尽る期なき故、年賦を願ひは錢の數に
より当金五貫文出せ拾貫文出せと同心共云也、其当金と云
者は何そと云に、己等おのれらか所得しよとくの筆墨代なり、夫故困窮なる
ものは年賦も願れす永々あらん限りは呵責せらるゝ事にて
弥困窮を添そゆるなり、今に至ては町人の患也、是ハ人か無れは
家につき、家か無れは屋敷につく故、御日市金の多き所は
人住すまず故に空屋敷も多く出るなり、根本町下御救ひの
為なるか、却而今ハ衰微の一ツなりとて大に町人の患る
事なり、ケ様の事は詮せん無事にて民の痛となり、御政道
の害なり、是は根本町奉行切の事にて 上にて知し

召れさる事なれば、町人の利となり害とならぬ様に町奉行
宜敷取量申様にあらまほしき御事なり

一、近年民に音曲を禁せらるゝ事厳なり、いかなる故やらん

深慮量難し、夫樂は聖人制作の第一治世の要具しんりよはかり禮樂ようぐれいがく

の其一ツなり、樂は音曲なり、人情養ふ時は樂む樂む時は

愛憐あいれん深し、愛憐は仁の本也、詩曰、樂只君子たのしみくんし愷悌君子

嘉樂君子からくのくんしなと云か如き、樂む故に仁心深き事をさん賛せし

辞なるへし、然とも樂たのしみ勝則流る故に制心具禮せいしんぐれいと並へて教へ

給ふ、人才を養ひ人倫じんりんを調ふ聖人の妙道なるへし、三代は

其出る所也、秦しんには礼樂を廢はいせし故に僅わづかに三拾五年に

して亡たり、漢以来代々革命の始礼樂を制して一代の模

範とす、我朝は古へ唐朝の樂を伝へて行れし故、都鄙通して

弄せしに、武家の世となりて漸々廢れて今ハ公家にのみ用て

武家には絶て用ひず、朝廷の儀式にも足利家に起る猿樂

を用る事になりたり、然も士大夫已上のミ用ひて民間には

用ひさるは、此樂調子甚烈はげしく民間には相応せさる故なる

へし、偕可止にあらさる故時行はやりの小歌に絲竹を合せ樂奏がくそう

して樂む也、是人情の免マヌカレれさる所なる故也、近年 上より

制せらるゝ事嚴重なれとも、動もすれは舞謡ふ左有

れは即時に制せられ、間々罰を蒙る者あれとも、夫をも

恐れず時としては催なり、民之所^{このむこのミ}好^ヲ好^レ之民之所^ヲ惡^レ惡^レ之^ヲ是^レ之^レ

謂^ト二民の父母^ト一と云り、斯迄民の所^レ好なるを嚴禁せらるゝはいかゝ

有へき、尤音曲は人心を感動せしむる事妙なる者にて、殺^{さつ}

伐^{ばつ}の音を聞ハ人心も粗^{それい}厲になり、淫^{いんひ}靡の声を聞ハ人心も

放^{ほう}蕩^{とう}になる者故、俗樂は風俗を乱るの害多しといへとも、如

何にせん、雅樂行れざるをや、且又 上は専ら猿樂を行せら

るゝなり、是は俗樂にして不正の音なれば豈害なしと云ん

哉、尔^{しか}し与^レ民同^{たのしみヲ}樂^レし給ふを以御仁政とするなれば 上の

行せられて下にのミ制せられん事はいかゝあるへき、違^ニ所^ニ

レ令^{スル}從^レ所^レ好と云り、一張^{はり}一弛^{ゆるめ}は人道の恒にて、人は樂ミなく

てはあらぬ者なり、樂は音曲に及ふものなきを嚴敷禁せら

るゝ故、当世町下杯の少年等は皆窃ヒソカに樂しむなり、窃に樂

む事は皆淫佚いんいつ不法の事也、故に却而風俗を乱の害甚敷

なり、且又民の歡舞して世の繁榮はんゑいなるハ善政のしるしなり、

民の嗟歎さこんして世の清冷せいれいなるハ何とか申さんや、堅く俗樂ぞくがくの害

を惡せられは何れとか時宜相応の御量こそあらまほしき

御事なり、一概に禁せらるゝ御仁政の害なるへし

一、町人の言に、町人は天下の人なり、夫故御町と御の字を付て

称しょうする也、又順見使の時取扱人は都て町人江被仰付も夫

ゆへなりと云なり、士人も左様心得、町人は昔より御構なき者

なりと云なり、甚故なき事也、ケ様の心得にてハ二心ある者にて御
治世の障さわりともなる事也、町奉行の心得にて此僻癖くせくせの直る様にあらま
ほしき御事なり

一、町奉行ハ公事訴訟をも兼帶する故、多用にして本役ハ次に
なり、町下治らす何事も成行次第也、斯ありては御治世の
大なる害なるへし、町奉行兩人の内一人は公事奉行、一人は
町奉行にて一向に司る事ならハ町下も治りて御善政な
るへし

右書は藁科立遠か所^ル述也、莅戸太華中老再勤之砌^{さいきん　ミきり}

窃^{ひそか}に指出ス、依^テ之尤可^{ニ　キ}秘^{スの}之書也、国家經濟之事を記^{けいさい　しる}

せり、是を恩借する者深く他見を禁する者也、寛政三

年に出す

天保三辰七月

高橋庸充写之

